



被保険者証の切り替え

現在お持ちの後期高齢者医療制度の被保険者証(水色)は、平成25年7月31日までの有効期限となっております。8月1日から使用できる被保険者証(オレンジ色)は、7月19日(金)31日(木)までの間に、「簡易書留(郵便局員が手渡し)」で郵送。不在の場合は郵便局員が2度配達し、2度目に留守の場合は「郵便物のお知らせ」を投函しますので、最寄りの郵便局にご連絡ください。

7月31日(木)までに新しい被保険者証が届かなかった場合は、役場住民課保険係にお問い合わせください。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を住民課窓口でお受け取りいただくこととなります。

保険料が決定

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と平成24年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で決定します。保険料の上限は年額55万円までです。

▼保険料は、平成24年中の所得金額と「世帯」の状況を基に算定を行い、決定します。この世帯とは、平成25年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点を基準にしています)。

保険料の内容 (一人あたりの年間保険料額：上限55万円)	
均等割 加入者全員が負担 55,045円	所得割 所得に応じて負担 (総所得金額等^(注1) - 33万円) × 10.88%

注1：「総所得金額」とは、前年中の「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」「公的年金収入-公的年金等控除」など、各種所得控除前の金額です。※◎公的年金収入のみの人で、年金の合計額が153万円以下の場合、所得割はかかりません。

保険料の減免制度

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、役場住民課保険係にご相談ください。

保険料と医療費のしくみ

医療費は、被保険者が病院などで支払う「自己負担額」と保険から給付される「医療給付費」で構成され



保険料および被保険者証について

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

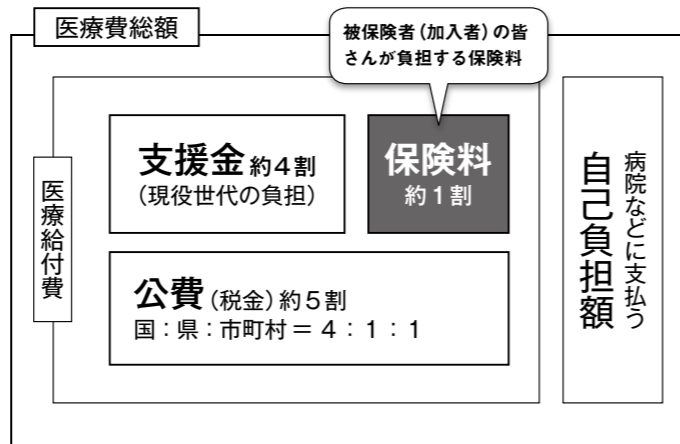
平成24年中の所得確定により、平成25年度分の後期高齢者医療保険料額が決定し、7月中旬に被保険者(加入者)の皆さんへ「決定通知書」を郵送します。なお、新しい被保険者証は、7月下旬に簡易書留で郵送いたします。

福岡県後期高齢者医療広域連合

0926251-3111

役場住民課保険係
022-7761

ています。内容は次のとおりです。



自己負担額の確認を

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行っています。自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者いづれかの人の住民税課税所得が145万円以上である場合は、3割となります。ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、役場住民課保険係に申請

すれば1割負担となります。ご確認ください。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合、同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①又は②に該当)
 - ① 本人の収入が383万円未満
 - ② 本人と同じ世帯の70歳〜74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

減額認定証の有効期限

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、平成25年7月31日です。減額認定証をすでに持っている人で、平

成25年度の住民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。同一世帯の全員が市町村民税非課税である人については、入院の際の自己負担限度額や入院時生活・食事療養費が減額される場合があります。減額認定証を持っていない人で新たに交付を希望する場合は、役場住民課保険係で申請手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】

▼印鑑、保険証

※右記以外にも、収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

8月以降に病院にかかる場合は新しい保険証の掲示をお忘れなく

新しい保険証の色は「オレンジ色」。8月1日以降に医療機関にかかるときは、前年度の「水色」の保険証とお間違えないように、窓口で掲示してください。また、有効期限を過ぎた保険証は、役場住民課保険係(本庁舎1階)または各支所に返却ください。返却が困難な場合は、個人情報等にご注意のうえ、破棄してください。

